

委託業務仕様書

1 業務名

札幌市スポーツ交流施設用地調査測量業務

2 業務場所

札幌市東区栄町 885 番地 1 の内（札幌市スポーツ交流施設敷地内）（別紙 1 参照）

3 目的

本業務は、新美香保体育館の建設候補地である札幌市スポーツ交流施設敷地内の高低差や既存建物位置等の現況把握を行うものである。

4 業務内容

業務内容は下表のとおりとする。

	分類	項目	詳細条件	数量	単位
1	基準点測量	3 級基準点測量	永久標識設置なし、伐採なし	3	点
		4 級基準点測量	永久標識設置なし、伐採なし	9	点
2	水準測量	3 級水準測量		4.0	km
3	路線測量	作業計画		1	業務
		中心線測量		0.25	km
		縦断測量		0.25	km
		横断測量		0.25	km
		資料収集		6.20	ha
4	用地測量	作業計画		1	業務
		現地踏査		1	業務
		用地現況測量(建物)		6.20	ha
		用地平面図作成		6.20	ha
5	打合せ協議		中間打合せ 1 回	1	業務
6	電子成果品作成			1	業務

測量業務に係る変化率等については以下のとおりとする。

基準点測量

設計条件項目	適用内容
伐採	なし
地形	平地
地域	耕地

水準測量

設計条件項目	適用内容
地形	道路上・平地
地域	耕地

路線測量

設計条件項目	適用内容	設計条件項目	適用内容
地形	平地	単曲線換算曲線数	0
地域	耕地	測点間隔	10m
交通量	0～1,000 台未満 /12 時間	横断測量間隔	幅 205m～250m 間隔 10m

用地測量

設計条件項目	適用内容	設計条件項目	適用内容
地域	耕地・森林	筆平均面積	2,292 m ² 以上
筆数	5 筆以下	縮尺	1/500

測量業務安全費

地域	その他
----	-----

5 履行期間

契約締結の日から令和6年12月20日（金）まで

6 成果品

- (1) 本業務は電子納品対象業務とする。なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品に関する手引き【土木業務編】」（以下、「手引き」という。）に基づいて行うものとする。
- (2) 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R 等）で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを

提出する義務はないが、疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

- (3) 成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前にシステムチェックとウイルスチェックを実施したうえで提出すること。
- (4) 図面データについては、本市で使用している JwCAD のバージョンを担当職員に確認し、同ソフトにおいて文字化け、フォントサイズによるずれ等が発生しないよう、成果品を作成すること。また、図面内に図表を配置する場合は、併せて元データを提出すること。

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 特記事項

- (1) その他の仕様等は、「札幌市公共測量仕様書（令和 6 年 3 月改訂版）」及び「札幌市公共測量作業要領（令和 6 年 3 月改訂版）」による。
- (2) 本業務の調査測量起点・終点及び範囲等については、委託者と協議し、決定すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (5) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (6) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (7) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。

- (8) 本業務の成果物に関する権利は全て本市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (9) 原則として、本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。
- (10) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害の一切は受託者の負担とする。
- (11) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に取扱うこと。
- (12) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令等を遵守すること。

9 所管課

札幌市スポーツ局スポーツ部スポーツ都市推進課

電話：011-211-3077

